

BSE 検査の変更について

海綿状脳症対策特別措置法が改正され、2019年4月1日から死亡牛等の牛海綿状脳症（BSE）検査の対象と受入日が変更になっています。衛生情報等で既にお知らせしていますが、あらためて変更内容等をお伝えします。

【検査対象牛の変更】

対象牛は次のとおりです。

（1）96ヵ月齢以上の死亡牛

これまでの対象は 48 ヵ月齢以上でしたが、96 ヵ月齢以上に変更になりました。

（2）起立不能牛

48 ヵ月齢以上 96 ヵ月齢未満の死亡牛で獣医師が生前に臨床症状、生化学検査等で特定の疾病（*）による死亡を疑う場合には、検査対象となります。死亡した時に起立不能であった牛が全て対象になるわけではないのでご注意ください。

*特定の疾病：低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺

（3）特定症状牛

興奮しやすい、音や光、接触に対する過敏な反応、頭を低くし柵などに押し付ける動作を繰り返すなどの、治療の効果が期待できない進行性の行動変化がある場合は、全月齢で検査対象になります。

特に 48 ヵ月齢以上 96 ヵ月齢未満の死亡

牛については、BSE 検査の対象であるかどうかわかりにくい場合があると思いますので、検案時に、ご担当の獣医師に確認してください。

検査対象以外の死亡牛については、通常の化製処理を行ってください。

【搬入受入日の変更】

4 月 1 日から家畜保健衛生所は土、日、祝日は閉庁しています。この間に検査対象の牛が死亡した場合は、搬入ができませんので、翌開庁日に連絡いただき、搬入するようにしてください。

【検査対象牛搬入時の手続きは変更なし】

搬入時の手続きについては、これまでと変更はありませんので、対象牛を搬入いただくときには、検案書、印鑑、6,000 円（事務手数料 2,000 円＋積立金 4,000 円）を忘れずにご持参ください。

今後とも、円滑な BSE 検査の推進について、ご協力をお願いいたします。（平澤）

